# 連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令 （昭和二十八年大蔵省令第九号）

酒類の製造者は、連続式蒸留機（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第九号に規定する連続式蒸留機をいう。以下同じ。）をその製造場に新たに設置し、又は既に設置されている連続式蒸留機の拡張（連続式蒸留機に加工し、そのアルコールの生産能力を増加させることをいう。以下同じ。）をしようとするときは、当分の間、財務大臣の承認を受けなければならない。

##### ２

前項の承認を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書を、その製造場の所在地の所轄税務署長を経由して、財務大臣に提出しなければならない。

###### 一

申請者の住所及び氏名又は名称

###### 二

製造場の位置

###### 三

新たに設置する場合にあつては、当該連続式蒸留機のアルコールの生産能力、拡張する場合にあつては、当該連続式蒸留機の昭和二十六年五月二十二日、申請時及び当該拡張後におけるアルコールの生産能力

###### 四

申請の事由

# 附　則

この省令は、昭和二十八年三月一日から施行する。

# 附　則（昭和三七年三月三一日大蔵省令第二六号）

この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月三一日財務省令第二五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十八年五月一日から施行する。